

廃 対 第 5 1 4 8 号

平成31年3月25日

排出事業者団体 各位

石川県生活環境部廃棄物対策課長

(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する
省令の施行について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記について別添のとおり環境省から通知がありましたので、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

(事務担当)

石川県生活環境部

廃棄物対策課 審査グループ

TEL076-225-1472

FAX076-225-1473

環境省令第 1903017 号
平成 31 年 3 月 1 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 25 号。以下「改正省令」という。）が平成 30 年 12 月 3 日に公布され、平成 31 年 3 月 3 日から施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、これまでも様々な法令改正が行われてきたところである。今般、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品を定めた新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号。以下「新用途製品命令」という。）が改正され、新たな水銀使用製品が追加されることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）においても必要な改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必

要な水銀使用製品の追加

新用途製品命令は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。）第 13 条並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水銀に関する水俣条約の発効以前から存在する用途に利用されている水銀使用製品（以下「既存用途水銀使用製品」という。）を定め、これ以外の水銀使用製品（「新用途水銀使用製品」）を製造・販売する場合の事業者による評価の方法、事業所管大臣への評価結果等の事前届出の届出等の手続等を定めている。

今般、新用途製品命令が改正され、既存用途水銀使用製品として新たな製品が追加されることから、規則別表第 4 に掲げる水銀使用製品に、放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）、水銀圧入法測定装置、ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）、容積形力計、滴下水銀電極及び水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）の計 6 製品を加えたこと。また、これらの 6 製品のうち、規則別表 5 に掲げる、水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であり、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品に、放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）、容積形力計及び滴下水銀電極の計 3 製品を加えたこと。

なお、今般の改正は、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品の追加のみを行うものであるが、これらの処理方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、従前の水銀使用製品産業廃棄物と同様の方法により適正に処理するよう指導されたいこと。

2 廃水銀等を排出する特定施設の改正

廃棄物処理法に基づく、特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条の 4 第 5 号ニで規定する廃水銀等をいう。以下同じ。）は、規則第 1 条の 2 第 5 項各号に掲げられているところ、同条第 1 号においては、規則別表第 1 に掲げる施設において生じた廃水銀等とされている。これまで、水銀圧入法測定装置を有する施設から生じた廃水銀等については、特別管理産業廃棄物として処理することとしていた。

今般、新用途製品命令が改正され、新たな水銀使用製品が追加されることに伴い、規則別表第 4 に掲げる水銀使用製品に水銀圧入法測定装置が追加されることとなるが、現行規定においては、特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等を、規則別表第 1 により「水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設（において生じた廃水銀等）」としていることから、引き続き水銀圧入法測定装置を有する施設において生じた廃水銀等が特定管理産業廃棄物として取り扱われるよう、これを「水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設（において生じた廃水銀等）」となるよう規定を整理したこと。

したがって、今般の改正においては、規則別表第 1 の規定を改正しているものの、

水銀圧入法測定装置を有する施設から生じた廃水等については、その取扱いを変更するものではないことから、従前のおり、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物として適正に処理されるよう指導されたいこと。

3 その他

今般の改正を踏まえた水銀使用製品産業廃棄物の処理に係る制度の詳細については、別途「水銀廃棄物ガイドライン」（平成 29 年 6 月）を改定したので、その運用に当たって、これを適宜活用ありたいこと。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（令第二条の四の環境省令で定める基準等）

第一条の二 令第二条の四第一号の環境省令で定める廃油は、次に掲げるものとする。

2 3 4 （略）

5 令第二条の四第五号ニの環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。

一 別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）

二 （略）

6 3 17 （略）

（水銀使用製品産業廃棄物）

第七条の二の四 令第六条第一項第一号ロの水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物

となつたものであつて環境省令で定めるものは、次に掲げるものが産業廃棄物となつたものとする。

- 一 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第二条第一号又は第三号に該当する水銀使用製品であつて別表第四に掲げるもの
- 二 前号に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（別表第四下欄に×印のあるものに係るものを除く。）

三（略）

（水銀等の割合が相当の割合以上である水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）

第七条の八の三 令第六条第一項第二号ホ（２）の環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 水銀使用製品産業廃棄物のうち、別表第五に掲げるものが産業廃棄物となつたもの

二（略）

別表第一（第一条の二関係）

一～三（略）

四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設

五～十七（略）

別表第四（第七条の二の四関係）

一～三	（略）	（略）
四	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×
五～二十二	（略）	（略）
二十三	放電管（水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ（蛍光ランプ及	×

備考 (略)	三十四～四十三	(略)	
		る。)	
	三十三	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限	
	三十二	(略)	(略)
	三十一	滴下水銀電極	
	三十	容積形力計	
	二十九	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
	二十八	(略)	(略)
	二十七	水銀圧入法測定装置	
	二十四～二十六	(略)	びHIDランプを含む。)を除く。)

別表第五（第七条の八の三関係）

- 一～四 （略）
- 五 弾性圧力計
- 六 圧力伝送器
- 七～十三 （略）
- 十四 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）
- 十五～十八 （略）
- 十九 容積形力計
- 二十 （略）
- 二十一 滴水水銀電極
- 二十二～二十四 （略）

○環境省令第二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第五項及び第十二条第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ニ並びに第六条第一項第一号ロ及び第二号ホ(2)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月三日

環境大臣 原田 義昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ

うに改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
別表第一（第一条の二関係）			
一～三（略）	一～三（略）	一～三（略）	一～三（略）
四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設	四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設	四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設	四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
五～十七（略）	五～十七（略）	五～二十二（略）	五～十七（略）
別表第四（第七条の二の四関係）			
一～三（略）	一～三（略）	一～三（略）	一～三（略）
四 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	四 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	四 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	四 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）
五～二十二（略）	五～二十二（略）	五～二十二（略）	五～二十二（略）
二十三 放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	二十三 放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	二十三（新設）	二十三～二十五（略）
二十四～二十六（略）	二十四～二十六（略）	二十三（新設）	二十三～二十五（略）
二十七 水銀圧入法測定装置	二十七 水銀圧入法測定装置	二十三（新設）	二十三～二十五（略）

二十八	(略)	(略)
二十九	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
三十	容積形力計	
三十一	滴下水銀電極	
三十二	(略)	(略)
三十三	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
三十四～四十三	(略)	(略)
備考 (略)		

別表第五（第七条の八の三関係）

- 一～四 (略)
- 五 弾性圧力計
- 六 圧力伝送器
- 七～十三 (略)
- 十四 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）
- 十五～十八 (略)
- 十九 容積形力計

二十六	(新設)	(略)	(略)
(新設)			
(新設)			
二十七	(新設)	(略)	(略)
(新設)			
二十八～三十七	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

別表第五（第七条の八の三関係）

- 一～四 (略)
- 五 弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）
- 六 圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）
- 七～十三 (略)
- (新設)
- 十四～十七 (略)
- (新設)

二十 (略)

二十一 滴水水銀電極

二十二～二十四 (略)

十八 (略)

(新設)

十九～二十一 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。